逗子市議会災害時ＢＣＰ（業務継続計画）



逗子市議会

令和３年(2021年)４月

【目次】

１　目的 ……1

２　本ＢＣＰが対象とする災害等の定義 ……1

３　災害時の議会及び議員の対応 ……2

４　感染症流行時の議会及び議員の対応 ……6

５　災害発生時等における連絡体制 ……7

６　議員の参集方法など ……8

７　議会事務局の役割 ……11

参考１　〇逗子市議会災害対策会議運営要領 ……12

１　目　的

逗子市議会災害時ＢＣＰ※（業務継続計画）（以下「本ＢＣＰ」とう。）は、逗子市内で大規模災害が発生、又は感染症の大規模な流行が発生したときは、災害対策基本法に基づく逗子市災害対策本部、又は新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部（以下「市本部」という。）と連携を図り、災害復旧に向け、迅速かつ適切な災害対策活動ができるようにすることを目的に定めるものである。

※　ＢＣＰ：Business Continuity Plan（業務継続計画）。おおむね災害前のレベルまで業務が運用できるまでの期間を想定し、その期間における具体的な取り組み等について定めた計画。

２　本ＢＣＰが対象とする災害等の定義

本ＢＣＰは、以下の「災害時及び感染症流行時」を対象とする。

（１）災害時

災害対策基本法第23条第１項に基づき、市本部が設置されたとき。

災害種別	発　動　基　準
震災時	・震度５強以上 ・大津波警報 ・南海トラフ地震臨時情報
風水害時	・市内に大規模な災害の発生するおそれがあるとき又は発生したとき。
事故災害時	・事故災害による被害が多発又は重大な被害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき。

（２）感染症流行時

逗子市内で感染症の流行が発生し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第34条に基づき、市本部が設置されたとき。

３　災害時の議会及び議員の対応

（１）災害時の議会及び議員の行動指針

ア　議会

議会は議決機関として、予算、条例、重要な契約などの審議において、執行機関の事務執行状況をチェックし、また、市の重要な政策形成過程において住民の代表者として地域性や住民ニーズを反映するなど、極めて重要な役割を担っている。

議会は、地域で大規模な災害が発生した非常事態においても、議会活動を機能停止することなく、適正で公正な議会運営により、この議会機能を保持する必要性が求められている。そのためには、様々な事態を想定することにより、議会としての災害対応体制を整えなければならない。また、災害時の初期対応、復旧・復興時においても、住民の代表機関として大きな責務と主体的役割を担う必要がある。

イ　議員

議員は合議制としての議会が基本的な機能を維持するために、その構成員としての役割を担うことが基本となる。

一方で、議員は災害発生時には、地域の一員として被災した市民の救援・救護などの初動対応や被害の復旧・復興のための対応活動に、非常事態に即応したそれぞれの役割を求められる。

（２）　災害時の市との連携・協力関係

災害時においては、災害対応に実質的かつ主体的に当たるのは執行機関であり、議会は主体的な役割を果たすわけではない。議事・議決機関としての役割が基本であり、その範囲で災害に対応することが基本となる。このことを踏まえ、特に災害初期においては、市では職員が災害情報の収集や応急対策業務などに奔走し、混乱状態にあることが予想されることから、議員の情報収集や要請などの行動については、その状況と必要性を見極め、市の職員が初動体制や応急対応に専念できるよう配慮が必要である。

一方で、議会が自らの役割である審議・議決機能を適正に実行するには、正確な情報を早期に収集し、内容を精査し、評価・分析することが必要不可欠である。そのため議会と市は、それぞれの役割を踏まえて、災害情報の共有を主体とする協力･連携体制を整え災害対応に当たる必要がある。

（３）　災害時における議会及び議員の行動

Ⅰ　災害発生時（発災から３日）

ア　本会議、全員協議会等が開催中の場合

①　議長は、直ちに本会議、全員協議会（以下「本会議等」という。）を休憩し、出席者及び傍聴人の安全を確保する。

②　議長は、災害の状況により、被害が想定される場合は、その日の本会議等を閉じることができる。この場合、延会等を行う必要がある場合は、当該議決を経なければならない。

③　議長は、必要に応じて議員を待機させることができる。

イ　委員会が開催中の場合

①　委員長は、直ちに委員会を休憩し、出席者及び傍聴人の安全を確保した上で、委員会における被災状況を議長及び副議長（以下「議長等」という。）に報告する。

②　委員長は、災害の状況により、被害が想定される場合は、その日の委員会を閉じることができる。

ウ　本会議等及び委員会が開かれていないとき並びに議員自身が登庁していない場合

①　議員は、災害が発生した場合は、逗子市議会災害対策会議の指示があるまでは、個人の判断に基づき行動する。

②　議員は、自身や家族等の安全を確認し、速やかに安全な場所に避難したうえで、自らの安否とその居所及び連絡先を議会事務局に連絡する。

③　議員は、地域における被災者の安全の確保、避難所への誘導等にできる限り協力する。ただし、議長等から登庁の指示があったときは、速やかに登庁する。

エ　委員会又は会派による視察（出張）を行っている場合

① 視察団の責任者（委員長又は会派代表者）は、視察先にて災害等が発生した場合には、速やかに被災状況を議長等に報告する。

② 視察団の責任者は、本市及び視察先の被災状況を勘案して必要があると認めたときは、視察を終了し、帰市又は帰庁する。

③ 議長等は、本市及び視察先の被災状況を勘案して必要があると認めたときは、視察団に対し、視察の終了及び帰市又は帰庁を命ずることができる。

オ 議長等の出張

① 原則として、前記エと同様の対応とする。

② 議長が出張中のときは、帰市又は帰庁するまでの間、副議長が議長の職務を行う。

カ 災害対策会議の開催

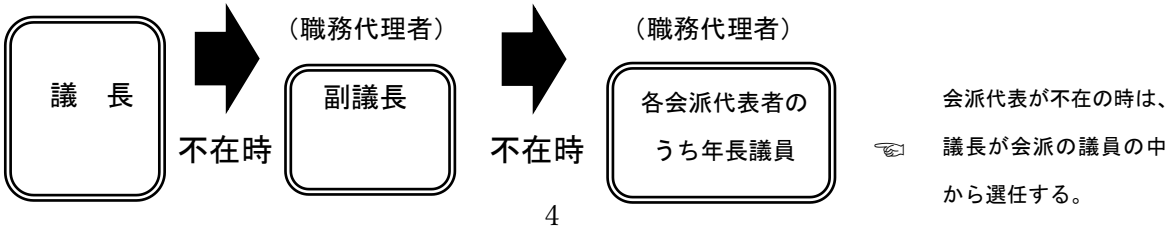
議長は、災害対策会議を招集する。

● 逗子市議会災害対策会議の設置

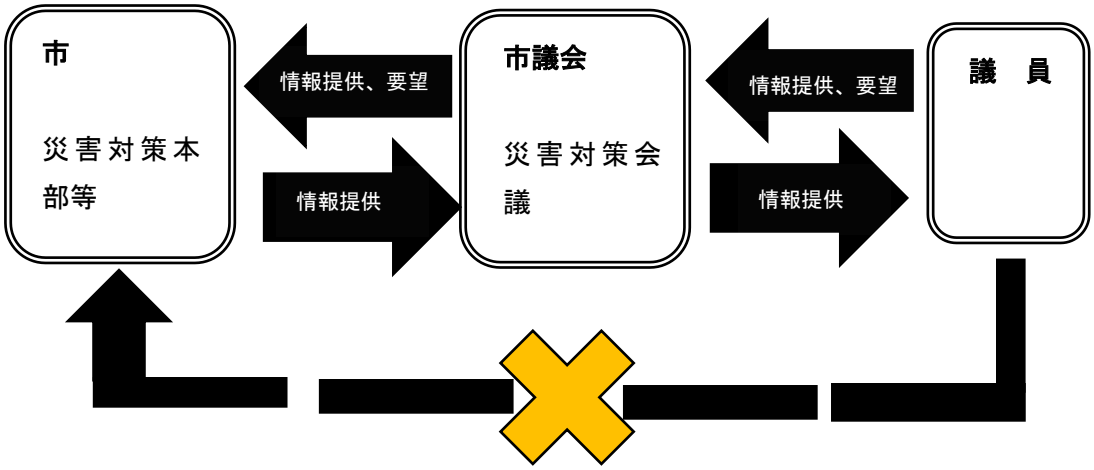
災害対策基本法に基づく市本部が設置されたときは、逗子市議会災害対策会議運営要領に基づき、逗子市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）を設置する。

① 災害対策会議の組織は、議長、副議長、各会派代表者とする。なお、無会派の代表１名をオブザーバーとして参加させることができる。議長は、災害対策会議を代表し、その事務を統括する。

【災害対策会議　議長不在時の代理者】



② 災害時にあっては、本会議や委員会がおおむね平常通り開催できるようになるまでの間、議会として行う取り組みは、災害対策会議に一元化する。



Ⅱ　応急活動期（４日～10日程度）

ア　発災時から継続して、市本部と連携し、災害対策会議で収集・整理した情報を市本部へ提供するとともに議員へはタブレット等を利用し情報提供をする。

イ　災害対策会議の今後の取組みや日程等について、検討を始める。

Ⅲ　復旧活動期（11日目以降）

ア　応急活動期から継続して、市本部と連携する。市本部の活動状況に配慮したうえで、必要に応じ、市本部に対して、被災や復旧の状況及び今後の災害対応について説明を受ける。

イ　議会開催のため、開催場所の確保を行う。

ウ　迅速な復旧・復興の実現に向け災害対策会議で、検討・調整した内容について、国、県その他の関係機関に対し、要望するなどの活動を行う。

エ　議会・議員が把握した市民の要望等を踏まえながら、復旧が迅速に進むよう、市本部に対し、必要に応じて提案、提言、要望等を行う。

４　感染症流行時の議会及び議員の対応

感染症流行時にあって議員の感染者（疑義者含む）が少ない段階では、委員会及び本会議は飛沫の防止や他者との接触を極力回避する方法により開催する。

多数の議員が感染するなどして上記の方法をもってしても本会議や委員会を開催することが不可能となった場合、平常通り開催できるようになるまでの間、議会として行う取り組みは、災害対策会議に一元化する。その場合、逗子市議会災害対策会議運営要領（以下「要領」という。）第４条第２項の規定に基づき議長が招集する。

Ⅰ　飛沫の防止や他者との接触を極力回避する方法をとれば、本会議や委員会を開催することができるとき。

ア　議会

①　感染拡大防止に向けた活動を行うための体制整備を行う。 委員会及び本会議は他者との接触を極力回避する方法により開催する。

②　市本部と連携・協力し、国県その他関係機関に対して要望活動等を行う。

③　感染症拡大防止や経済対策等に必要な予算を速かに審議する。

イ　議員

①　本人及び家族の健康状態（症状、検査結果）を継続的に把握し、感染又はその疑いがある場合には、速やかに議会事務局へ連絡する。

②　議員本人の 感染予防を優先しつ、感染拡大による市民生活への影響等を調査する。

Ⅱ　飛沫の防止や他者との接触を極力回避する方法をとってもなお本会議や委員会を開催することができない程度に市内の感染が拡大し、 大規模災害発生時と同視できる段階に達したとき。

ア　議会

議長が災害対策会議を招集し、本会議や委員会を平常どおりに開催できるようになるまでの間、議会として行う取り組みを一元化して行う。

イ　議員

① 本人及び家族の健康状態（症状、検査結果）を継続的に把握し、感染又はその疑いがある場合には、速やかに議会事務局へ連絡する。

② 災害対策会議からの招集があるまでの間、自宅待機するなど自身の感染予防に努める。

Ⅲ　災害対策会議の解散

感染の状況が小康状態となり、飛沫の防止や他者との接触を極力回避する方法をとれば本会議や委員会を開催できる目途が立った段階で、災害対策会議は解散する。

５　災害発生時等における連絡体制

本ＢＣＰが対象とする災害等が発生したとき、議員は、メールにより自身の安否、居所及び連絡先を議会事務局宛に送信する。

なお、携帯電話の使用が制限され、もしくは使用不能の場合は、固定電話またはＦＡＸ等を使用し、連絡するものとする。

議会事務局

電　話　０４６－８７２－８１４１

ＦＡＸ　０４６－８７２－３３００

※通信機器が全て使用できず事務局へ連絡ができない場合は、災害が発生した日から起算して３日目の午前10時に全員協議会室に参集することを原則とする。

６　議員の参集方法など

議員は、災害対策会議から参集の指示があった場合には、自身と家族の安全を確保したのち速やかに参集するものとする。なお、自身や家族の被災、住居の被害により参集できない時には、その手当をしたのちに参集するものとし、また、参集が不可能な時は、必ずその旨を議長に報告するとともに、常に連絡が取れる態勢を確保しておくものとする。

（１）参集方法（手段）

公共交通機関が利用できないことを想定し、徒歩での参集を基本に、道路状況等を踏まえ、安全を最優先に考えて必要な交通用具にて参集する。

なお、被害が局地的な場合は、災害場所や道路状況等を踏まえ、安全を最優先に考え必要な交通用具にて参集する。

（２）参集場所

ア　本庁舎が被災していない場合

全員協議会室（本庁舎４階）

イ　本庁舎が被災している場合

議長が指定する代替施設・場所

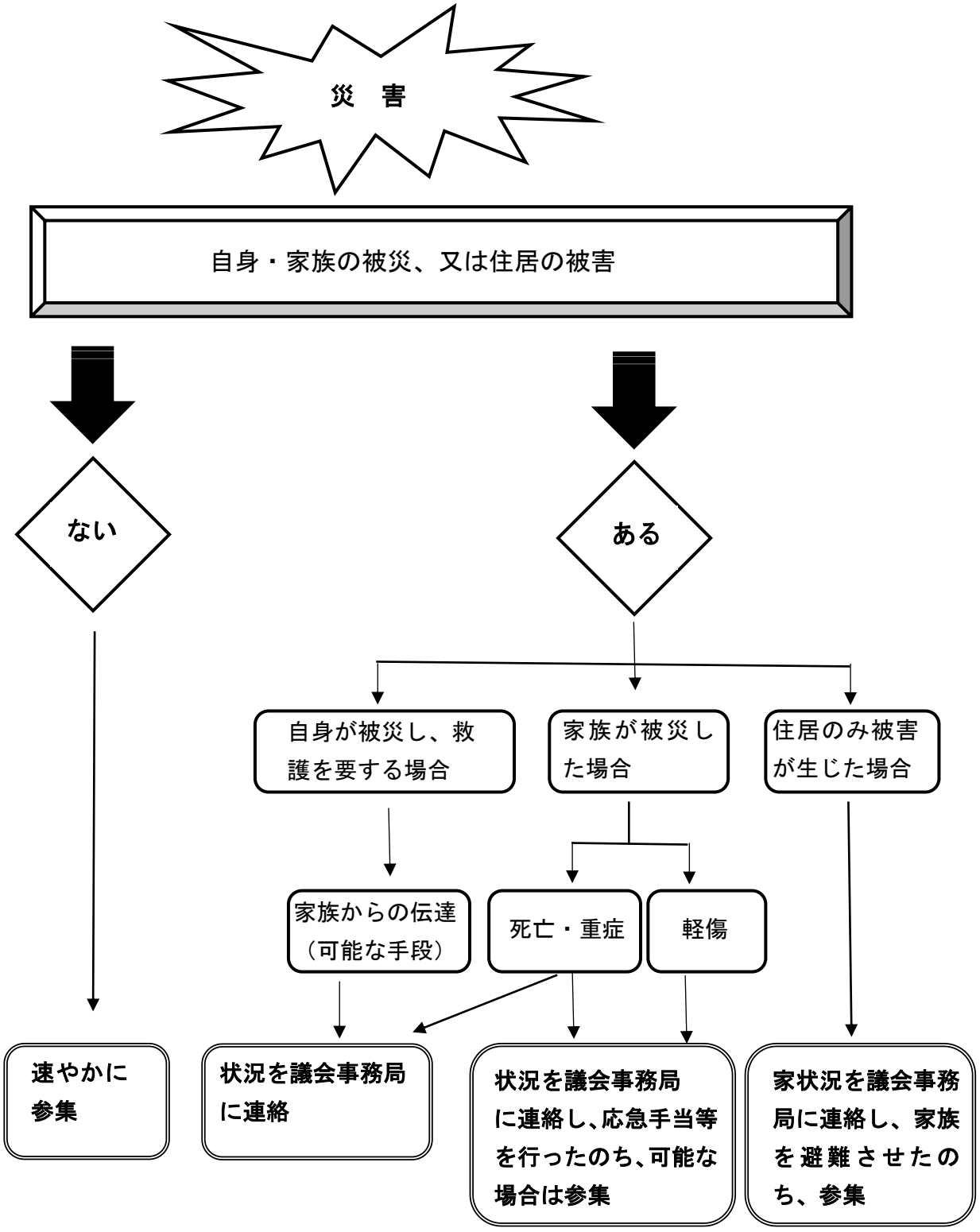
（３）服装

防災服、ヘルメット、防災靴の着用を基本に、自身の安全を確保できる服装で参集する。（冬季は防寒対策を行う。）

（４）その他

参集途上、被災者の救命が必要となった場合には、当該救命活動を優先する。この場合、直ちに議会事務局に報告すること。また、参集途上、参集に支障のない可能な範囲で災害情報を収集する。

【災害対策会議から参集指示があった場合の参集フロー】



※議員は、自身が被災することも想定し、その伝達方法などを含めて家族間で情報を共有しておくことが必要になります。

【招集等メール文例】

（１）議長、副議長に送信

表題：　市議会災害対策会議の設置について
本文：　逗子市議会 BCP（業務継続計画）に基づき、逗子市議会災害対策会議の設置について協議しますので、議長、副議長は市役所に参集ください。なお、参集にあたっては、自身の安全確認を最優先し、登庁願います。また、参集できない場合は議会事務局までご連絡願います。

（２）市議会災害対策会議の議員に送付

表題：　市議会災害対策会議の設置について
本文：　逗子市議会 BCP（業務継続計画）に基づき、逗子市議会災害対策会議を設置しますので、●●時までに市役所４階第全員協議会室に参集ください。なお、参集にあたっては、自身の安全確認を最優先し、登庁願います。また、参集できない場合は議会事務局までご連絡願います。

（３）市議会災害対策会議の議員以外に送付

表題：　市議会災害対策会議の設置について
本文：　逗子市議会 BCP（業務継続計画）に基づき、逗子市議会災害対策会議を設置しますので、お知らせいたします。
市議会災害対策会議資料はタブレットの災害対策会議フォルダに配信しておりますのでご覧ください。
なお、皆様におかれましては支障のない可能な範囲で地域の災害情報を収集し、会派の代表又はメールで議会事務局までご連絡願います。

（４）代表者の代理の議員に送付

表題：　市議会災害対策会議への代理出席について
本文：　会派代表者が不在のため逗子市議会災害対策会議運営要領の規定により貴殿を議長が会派代表者代理に選任しましたので、●●時までに市役所４階全員協議会室に参集ください。なお、参集にあたっては、自身の安全確認を最優先し、登庁願います。また、参集できない場合は議会事務局までご連絡願います。

７　議会事務局の役割

市本部が設置された場合、議会事務局は、通常業務に優先して速やかに災害対応の業務に当たるものとする。災害が勤務時間外に発生した場合においては、速やかに議会事務局に参集し、災害対応業務に当たる。

（１）来庁者の避難誘導、被災者の救出・支援を行う。
（２）議会事務局職員の安否を確認する。
（３）正副議長の安否を確認する。
（４）庁舎（議員控室等）にいる議員の安否を確認する。
（５）安否確認メール等が着ていない議員の安否を確認する。
（６）庁舎４階の被災状況を確認する。
（７）災害対策会議の開催準備をし、事務の補佐を行う。
（８）災害関係情報を収集・整理する。
（９）庁舎４階の被災状況により、会議場所の確保をする。

また、感染症流行時には、議会事務局は通常業務に優先して速やかに感染症対応業務に当たるものとする。

（１）議員（家族含む）及び議会事務局職員の健康状態（症状、検査結果）を継続的に確認する。
（２）災害対策会議を開催することとなった場合、開催準備をし、事務の補佐を行う。
（３）感染症流行動向その他の関係情報を収集・整理する。
（４）議員及び議会事務局職員に感染者が出た場合、庁舎４階の汚染状況を確認し、会議場所の確保をする。

参考１

○逗子市議会災害等対策会議運営要領

（総則）

第１条　この要領は、逗子市議会災害時ＢＣＰ（業務継続計画）に基づき設置する逗子市議会災害等対策会議（以下「災害等対策会議」という。）の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　災害等対策会議の所掌事務は、次のとおりとする。

⑴　災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の２第１項の規定により設置される災害対策本部及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第34条の規定により設置される感染症対策本部（以下「市本部」という。）から情報の提供を受け、議員に情報の提供を行うこと。

⑵　議員等から情報を収集し、及び整理し、市本部に情報の提供を行うこと。

⑶　国、県その他の関係機関に対する要望等を行うこと。

⑷　市本部からの依頼事項の実行に関すること。

⑸　その他議長が必要と認める事項

（組織）

第３条　災害等対策会議は、議長、副議長及び各会派代表者で組織する。なお、議長は会派に属さない議員の中から１名を選任しオブザーバーとして災害対策会議への出席を要請できる。

２　議長は、災害等対策会議を代表し、その事務を統括する。

３　副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

４　議長及び副議長に事故があるとき又は欠けたときは、各会派代表者のうち年長の議員が議長の職務を代理する。

５　議長は、各会派代表者に事故があるとき又は欠けたときは、当該会派の

議員の中から当該代表者を代理するものを選任することができる。

（会議）

第４条　災害等対策会議は、市本部が設置されたとき、議長が招集する。

２　前項の規定にかかわらず、議長が必要と認められるときは、招集することができる。

（市本部との連携）

第５条　災害等対策会議は、市本部の活動状況に十分配慮したうえで、必要に応じて、市本部に対し、災害情報の説明を求めることができる。

２　前項のほか、効果的な復旧・復興に資するため、必要に応じて、議長と市長が協議の場を設けることができる。

（事務局）

第６条　議会事務局は、議長の命を受け、災害等対策会議の事務を補佐する。

（その他）

第７条　この要領で定めるもののほか、災害等対策会議の運営に関して必要な事項は、議長が定める。

附　則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。